

## 第二期中期目標期間における取組（平成 22 年度－平成 27 年度）

### 1. 「中期計画」及び「年度計画」への男女共同参画推進計画の記載

大学共同利用機関法人自然科学研究機構「中期計画」に、「男女共同参画社会の形成に寄与すべく、研究者の男女比率を考慮に入れ、優秀な人材を積極的に採用する。また、男女が互いに尊重しつつ、性別にかかわらず、能力を發揮できるように、育児休業中の保障や、当該分野における学生、大学院生、博士研究員、常勤職員等の男女比率の調査を行い、問題点を洗い出す等を実施して、男女共同参画社会に適した環境整備を行う」と記載し、平成 23 年度「年度計画」に「男女共同参画社会に適した環境整備を行うため、男女共同参画推進に向けた本期アクションプランを立案・作成する。特に、研究教育職員の人事公募に女性研究者が応じやすくするための方策を講ずる。」と記載。（平成 23 年 4 月）

### 2. 育児休業、介護休業制度の拡充等

育児休業及び介護休業制度の拡充・充実を図るため、育児休業等規程、介護休業等規程、職員勤務時間・休暇等規程、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する規程、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程を改定。

（平成 22 年 6 月）

- ・育児休業の適用除外者の廃止（配偶者が専業主婦（夫）の職員及び 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員）
- ・1 週間を経過する日までに育児休業開始日を指定できる事由の追加（子が負傷等により 2 週間以上の世話が必要になったときなど）
- ・育児休業の再度の申出ができる場合の拡充（子が負傷等により 2 週間以上の世話が必要になったときなど）
- ・育児休業開始予定日の変更ができる場合の拡充（子が負傷等により 2 週間以上の世話が必要になったときなど）
- ・育児休業の申出撤回後の再度の申出が可能な事由の追加（子が負傷等により 2 週間以上の世話が必要になったときなど）
- ・3 歳に達するまでの子を養育する職員の時間外勤務免除の新設
- ・時間外勤務の制限の適用除外者の廃止（配偶者が専業主婦（夫）の職員及び 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員）
- ・子の看護休暇の取得日数等の拡充（子が 2 人以上いる場合にあっては、取得可能日数が 5 日から 10 日に拡充など）
- ・介護休暇の新設（要介護者が 1 人の場合は年間 5 日、2 人以上の場合は年間 10 日）
- ・特定契約職員及び短時間契約職員の育児部分休業の対象を 1 歳半から 3 歳までに拡充

(平成 23 年 11 月)

・期末手当の支給において、育児休業の取得 1 ヶ月以下の場合、期末手当の在職期間から当該育児休業の期間を除算せず、期末手当を支給

(平成 25 年 8 月)

・子の看護休暇の取得条件を小学校第 6 学年の修了までに拡充

### 3. 男女共同参画推進担当理事の設置

男女共同参画推進担当理事を設置。(平成 22 年 4 月)

### 4. 男女共同参画推進に関する検討会の活動開始

担当理事を委員長に、各機関から次の 10 名の委員からなる本検討会を立ち上げ(平成 22 年 4 月)、女性比率に関する現状(平成 23 年度 1 月現在)の分析を行い、それに基づいてアクションプランの検討を実施。(平成 22 年 6 月、9 月、12 月、平成 23 年 5 月、10 月に委員会を開催し、適宜メール委員会を開催)

### 5. 男女共同参画推進委員会の活動開始

男女共同参画に適した環境整備、男女共同参画推進に向けたアクションプランを計画的に実施するために、これまでの議論を受け、男女共同参画に関する検討会から男女共同参画推進委員会へ強化。(平成 24 年 4 月 1 日)

### 6. 自然科学研究機構ホームページへの男女共同参画推進記事掲載

男女共同参画推進に関してこれまでに行ってきた取り組みや現状の分析結果を機構や各機関のホームページにおいて公開。(平成 23 年 3 月)

### 7. 講演会の開催

男女共同参画に対する理解を深め、職員の意識改革を図ることを目的とする男女共同参画推進講演会を 3 回開催。(平成 24 年 12 月、平成 26 年 10 月、平成 27 年 3 月)

### 8. パンフレットの作成

男女共同参画推進の取組内容などを解説したパンフレットを 2 回作成。(平成 26 年 1 月、平成 28 年 1 月)

#### 9. 女性研究者の公募

平成 25 年度に機構長枠の女性研究者を公募し、平成 26 年度に新たに 5 名の女性研究者を採用。

#### 10. 総括シンポジウム

第二期中期計画における男女共同参画の取り組み及び成果を広く周知することにより、男女共同参画の目的と意義の理解を増進するとともに、情報共有を図ることを目的として、総括シンポジウムを開催。(平成 28 年 2 月)